

議案第107号

京丹後市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について

京丹後市まち・ひと・しごと創生基金条例を別記のように定める。

令和3年11月26日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な費用に充てるため、京丹後市まち・ひと・しごと創生基金を設置するものである。

(別記)

京丹後市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な費用に充てるため、京丹後市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 3 年 12 月 定例会

| | | | | | | | |
|--|---|---|---------------------|------------------------|--------------------------------|------------------|------|
| 議案の 件 名 | 議案第107号 京丹後市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定に ついて | | | 政策等 の区分 | 計画 ・ 事業 ・ <u>条例</u> その他 () | | |
| 《政策等の概要》 | | 《市民参加の状況》 | | | | | |
| 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な費用に充てるため、京丹後市まち・ひと・しごと創生基金を設置するものである。 | | 有 ・ <u>無</u> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。） | | | | | |
| | | 《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円） | | | | | |
| | | 総事業費 | 国庫支出金 | 府支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | | |
| 《政策等の必要性》 | | 《将来にわたる効果及び経費の状況》 | | | | | |
| 企業版ふるさと納税制度では、原則的に寄附をいただいた当該年度の地方創生プロジェクトに寄附金を充てることとなっているが、本基金を設置することで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するため同基金の設置を提案するものである。 | | 本条例を制定することにより、企業からの寄附金の受領及びその事業実施において柔軟な対応が可能となる。 | | | | | |
| 《提案に至るまでの経緯》 | | 《総合計画等の整合》 | | | | | |
| 令和3年9月28日 内閣府への事前相談 令和3年9月29日 事前相談への回答（指摘事項なし） 令和3年10月27日 例規審査委員会 | | 総合計画 計画項目 | 30 | 行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営） | | | |
| | | ○その他の計画(該当する場合のみ) | | | | | |
| | | 計画名称 | 京丹後市まち・ひと・しごと創生推進計画 | | | | |
| | | 策定年度 | 令和2年度 | | | | |
| | | 計画期間 | 令和2年度～令和6年度 | | | | |
| 《政策等の実施時期》 | | 担当部局 | | 担当課 | | 添付資料（有の場合は、その名称） | |
| 公布の日から施行する。 | | 市長公室 | | 政策企画課 | | 有 ・ <u>無</u> | |